



有所見者への受診勧奨の流れ



1

健康診断を実施する

2

健診結果の診断区分を確認する

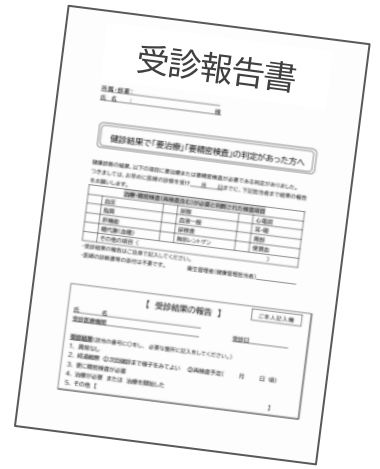
3

「要医療」「要精密検査」の診断がある者に対して
声かけ・メール・産業医面談・受診報告書を活用して受診勧奨を実施する

4

受診勧奨後の経過を確認する

※厚労省「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」において、受診勧奨後に受診した場合は、その結果を事業者に提出するよう、労働者に働きかけることが適当であると記されています



1 健康診断を実施する

2 健診結果の診断区分を確認する

3 受診勧奨を実施する

「早めに受診してくださいね」

「わかりました」

4 受診勧奨後の経過を確認する

「その後どうですか？」

「経過観察でしたが、生活習慣の改善は必要とのことでした」